

国家の現実性と意味 ——尾高朝雄の現象学的存在論——

小林 琢自*

はじめに

2015年11月13日夜（日本時間14日早朝）に発生したパリ同時多発テロ事件に対する抗議と犠牲者への哀悼の意をこめて、大手ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス Facebook では、参加者のプロフィール写真が次々とトリコロールで彩られた。同時にインターネット上では、期間限定で提供されたこの新機能の利用について、いくつかの観点からの批判と議論が持ち上がった¹⁾。それらの批判はおおよそ、このテロ行為による多大な被害を目にし耳にしてわきおこる感情の素朴さに対してではなく、その表明をフランス国旗の掲揚という行為に短絡し、当の行為の含意と効果を省みない素朴さに向けられていた。いうまでもなく国旗は、日常の生を突如暴力によって断ち切られたすべての人々をへだてなく象徴するものではない。また、特定の地域に生活を営む多様な人々を、もっぱら地域という観点によって限定的に包括する表象でもない。それは政治的、経済的、軍事的な行為の主体として機能する「国家」という巨大な社会団体を象徴している。一方、事件の直後に発せられた「イスラム国」を自称する過激派組織による犯行声明²⁾は、このテロ行為がシリア空爆に対するフランス国家への報復であると主張するものだった。国家に対するテロリストの示威活動において一般の人々の生が標的となる理由は、当該の国家に国民として帰属するからに他ならない。さらに事件の二日後、フランス政府は空軍によるイスラム国への報復爆撃を決定し

* 立命館大学文学部非常勤講師

た。いずれの場合も、個々人の生が「国家」によって否応なく規定される。

ところで、戦前 - 戦後をつうじて活躍した法哲学者である尾高朝雄（1899-1956）は、「国家」の存在を、例えばその構成員の死亡や出生による絶えざる入れ替わりにおいても変化しない同一のものとして、つまり個々の事実やそれらの経過を貫いて存続する「意味」として理解していた。それは自然や物質的なものとは異なる、精神的な存在である。そしてさらに、尾高にとって「国家」は、単に思い浮かべられた理想や、科学的に考案された理念型、つまり想像や概念、純然たる可能性にすぎないものではなく、われわれの歴史的・社会的な生において具体的な姿を現し、かつ我々ひとりひとりの歴史的・社会的な生を具体的に規定する、「現実」の存在でもあった。

尾高は、国家の問題が生と科学に対して多大な影響を及ぼしていた 20 世紀初頭のヨーロッパに渡って当時最先端の法学と哲学、つまりハンス・ケルゼンの純粹法学とエトムント・フッサールの現象学を直接に学び、ウィーンにて「国家」の存在と現実性の問題を論じた『社会団体論の基礎』（1932）（*Grundlegung der Lehre vom sozialen Verband*, 以下では『社会団体論』と略記する）を公刊した。滞在中には、アルフレート・シュッツやフェリックス・カウフマンといった同時代の「現象学的社会学」の先駆者たちと交流を深め、帰国後は、積極的に現象学を日本の法学・社会学分野へ積極的に紹介して「現象学的国家論」の可能性を論じ、『社会団体論』の発展型とも言える『国家構造論』（1936）を公刊している。本稿では、「国家」および「社会団体」の存在と「現実性」という問題に、尾高朝雄の関心とその独特の現象学的考察をつうじて接近してみたい。

1. 非実在的意味形成体としての国家

留学以前、つまり京都帝國大学の院生時代から京城帝國大学着任一年目まで（1926～28年）に執筆した論考³⁾には、尾高が後に出版した『社会団体

論』や帰国後の『国家構造論』における国家論構想の大まかな枠組みがすでに準備されていたことが示されている。フッサール現象学がこの枠組みの中心へ導入されていく経緯を見よう。

若き尾高の試みは、社会学の新たな建設をめぐるジンメルや新カント学派、その他同時代の社会学者たちの文脈を引き継ぎつつ、さらにこれらを批判的に刷新しようとするものだった。尾高はとりわけ、“法社会学”および“法理学”の領域において、“歴史的-社会的現実”に密着しつつ、同時に、“普遍性の要求をみだす”科学の建設を模索していた。松尾敬一の研究⁴⁾が指摘するように、これらの論考では、当初の、ジンメルの理論に依拠した、個々人の心理的相互関係の形式を論じる「社会関係」論から、この社会関係において形成される普遍的な“意味形成体”を論じる「社会団体」論へとしだいに議論の射程がシフトしていった。こうした変遷の中で、「社会団体」と「国家」は、リッカートの定義する「歴史に於ける一般者」、つまり具体的内容を有しかつ単なる経験的事実を超えて歴史的社会的現実の「意解」を「媒介的に」可能にする「非現実的意味形象」〔=非実在的意味形成体〕(die irrealen Sinngebilde)として捉えなおされた⁵⁾。これはデルタイの「客観精神」と正確に同じものとされ、またウェーバーの「理念型」との比較検討においても独特の位置づけを得る。さらに、尾高はこの意味形成体の議論に、『イデー』第一巻の「本質直観」と「領域的本質」に関する理論を合流させるのである⁶⁾。これにより「社会団体」および「国家」は、具体的内容をもつ普遍の対象性としての「領域的本質」として理解されることになった。

現象学の導入は尾高の企てに二つの変化をもたらしている。その一つは、普遍的なものについての理論的基盤の変更、つまり批判主義における主観的アプリアリから現象学的存在論における客観的アプリアリへの転回である⁷⁾。「現象学は即ち、純粹意識の裡に必然的に展示される所の事象の本質を、求めんとするのである。換言すれば、現象学は存在をば、それ自らに固有なるものによって規定せんとするのである」⁸⁾。もう一つは、上述の「社会関係

論から社会団体論へ」という主題の移行のさなかで、尾高の議論が、個々人の心理的相互関係の形式としての「社会関係」と、普遍的な意味形成体としての「社会団体」という、二つの異なる「存在層」⁹⁾の「連関」に向けられた、という点である。まず、尾高は社会団体の普遍性を、そのつどの社会的生の実在性を超えた恒常的同一性として、次のように記した。「我々は国民の絶えざる出生死亡にも拘らず同一国家の恒常的存立を認め、夜間の睡眠によつて家族員相互の関係が定期的に途絶えても、尚お且つ昨日の家族と今日の家族とを同じ家族と思考する」¹⁰⁾。そして、この社会団体と社会関係との連関に言及する。「社会団体は本質上恒常的統一的全体性を持つ非現実的〔=非実在的〕の意味形象として、社会関係とは全く異なつた存在層に帰属するけれども、両者の間にはそれにも拘らず必然的法則的の重要な連関が存在する。即ち社会団体の意味は、一方に於ては、社会関係の複雑な機能によつて自らに構成され来ると共に、他方に於ては決して単なる因果的の作用と反作用との関係ではなくして、内面的本質的な連関である。而して社会団体と社会関係とのこの連関の法則を明らかにすることこそ、社会的事象の研究に於て特に重要なしかも困難な部分である、といわねばならぬ」(傍点筆者)¹¹⁾。

尾高がこれらの論考で参照指示したフッサールの著作は、「超越論的現象学」を初めて体系的に論じた『イデー』第一巻のみであった。同書の眼目は、大まかにいえば、実在的なものであれ理念的なものであれ、ここでいう事実的な行為であれ意味形成体としての法や社会団体であれ、いずれにせよ、われわれが「この世界」において経験する一切の「事象」(Sache)を、まさにそれを直接的に経験する現場にまで引き戻し、この現場を「この世界」に関する一切の知の源泉として探求することにある。フッサールはこの経験の現場を、「一切の世界的な超越物を、自らのうちに内蔵し、自らのうちで『構成』する」「純粹意識」(III/1, 107)ないし「超越論的主観性」と呼ぶ。その意味で、引き戻しの手続きは「超越論的還元」と呼ばれる。また、このように超越論的に「純化」された領野においてはさしあたり、経験する作用

(Akt) と経験される対象 (Gegenstand) との関係が、「ノエシス」と「ノエマ」の「志向的相関関係」として分析される。留学前の諸論文は、実はこうした意味での超越論的な「志向的体験」の分析には踏み込んではいない。したがって、この時点での尾高の“現象学”は、社会的生と意味形成体との相関関係への強い関心を準備しながら、なお領域的存在論としての枠組みの内部に留まるものだったと言える。

2. 法の実定性と国家の現実性

1928年4月に京都市帝國大学に助教授として着任した尾高は、同年11月より法理学研究のためヨーロッパへ旅立つ。尾高の3年あまりの海外修行は、1929年、ウィーンのケルゼンの下での研究から始まる。しかし奇妙なことに、留学前の諸論文においてケルゼンへの言及は極めて少なく、しかも、とりたてて積極的な評価を示すものでもなかった。純粋法学と現象学、両者に対する尾高の先入見が異なっていたことは次の述懐にも示されている。「私がケルゼン教授の下に赴いたのは、必ずしも純粋法学に共鳴していたためではない。実をいえば、純粋法学の法国家同一説などは最初から奇怪千万な学説と思われた(略)し、論争の場合のケルゼン教授の辛らつに相手を論駁する態度や、論理を駆使して強引に自説の真理性を立証しようとする行き方には、どうも好感が持てなかった」¹²⁾。引用後半におけるケルゼンの人格に対する印象は、尾高がいわゆる“ウィーン法学派”の面々に混じって、実際にケルゼン宅での演習に参加したことで、完全に覆されることになる。ともあれ、まさしく法や社会团体などの理念的な意味形成体と歴史的・社会的生との連関に関心を向けていた留学前の尾高にとって、現象学が当初から自らの基礎理論として見定められていたのと対照的に、ケルゼンの純粋法学は、新カント派の流れを汲む、批判的に取り組むべき、法と国家に関わる最先端の議論として選ばれたとも考えられる。以下では、この留学初年度の研究の成

果が盛り込まれた、ケルゼンの50歳記念論文集(1931)¹³⁾へ寄稿した論考に拠って、尾高が純粋法学に対しどのような課題をもつものと理解したのかを見よう。

純粋法学の自己規定としての「純粋性」は、「法社会学」と「自然法論」という、同時代の法学研究における二つの潮流に対する二方向の排撃によって保たれている¹⁴⁾。純粋法学は一方で、存在と当為、自然と精神、実在と理念とを厳然と区分する批判主義的二元論に依拠することで、法社会学が用いる自然科学的因果的説明を排撃する。法はもっぱら規範的法則性を示す当為であり精神的・理念的なものである。だからケルゼンは、人が規範を意欲し規範に則して行為する事実を、規範の「実現」(Verwirklichung)と呼び、これをもっぱら因果法則において規定される心理学的経過にすぎない、と見なしている。これに対して法は、「論理学や論理学の対象と同様」、規範と判断の体系として「徹頭徹尾それ自体において完結している」¹⁵⁾のである。もう一方で、純粋法学は「実定法」(positives Recht)を研究対象と見定めることで、「自然法論」が孕むイデオロギー性を排撃する。実定法とは、社会的生において事実上その効力を示している規範体系、つまり現実の法である。法の正当性・妥当性の究極的な根拠づけへの関心を排することで、純粋法学は科学としての理論的な品位を維持するのだ¹⁶⁾。

だが尾高の目には、純粋法学が“純粋性”を確保するために採ったこの二つの戦略、つまり批判主義的二元論における“理念性”(Idealität)と、実証主義的な“実定性”(Positivität)の概念とは、二つながら哲学的基礎づけを必要とするものと映った。第一に、あくまで存在と当為の二元論を堅持する時、法国家同一説が生じ、「国家」は「実定法の統一」以外のものを意味しないことになる¹⁷⁾。だが例えば、道具の“価値”とその“使用ルール”は、ともに精神的・理念的なものではあるが、質的に異なっている。「理念的意味領域に存在する精神的なものは、必ずしも常に規範的当為として表現されるわけではない」¹⁸⁾。「端的な価値というものはまだ規範的妥当の形式において

形成 (formulieren) されていない」¹⁹⁾ この意味で、精神的・理念的なものである国家とその法秩序とは一致しない。第二の問題は“実定性”に関わる。実定性とは、実際に効力を持つ“現実”の法を意味するが、しかしそれが法である以上、理念的なものである。ここに尾高が理念的対象の“現実性”を問う理由が生じるのである。「純粋法学は原則的に、法を常にその現実性 (Wirklichkeit) への関係において検討すること、すなわち現実的に存在する理念的な形成体としての法を検討することを目指している。それは初めから単なる可能的な法の理論としてではなく、実定法の理論であることが定められている」²⁰⁾。

ケルゼンが採った戦略は、実定法の“実定性”を追求するのではなく、むしろそれによって、法の絶対的な妥当性を回避するものだと言える。純粋法学がイデオロギーから純粋であるのは、実定法の妥当性を「仮説的相対的妥当」とし、これを保障する「根本規範 (Grundnorm) の妥当そのもの」について「実定法の範囲では基礎づけられておらず、基礎づけることができない」²¹⁾ として、手放すからである²²⁾。したがって、尾高の試みは、国家と法体系との同一化や、仮説的根規範による絶対化の回避という仕方にケルゼン固有の戦略的意図を汲むのではなく、むしろその哲学的基礎へ批判の目を向けつつ、純粋法学が示した、“国家”という“理念的なもの”の“現実性”という観点を哲学的に拡張し究明するものだったと言えよう。「いかにしてそれ自体で理念的な精神形成体である国家が、同時にまたその理念性にもかかわらず現実的に存在する認識対象を形成するのだろうか？ この問題の根源を究明し、この問題を正確に解明し、次いで社会団体としての国家の具体的な存在様式を法との明確な区別において研究することが、純粋法学の根本的な将来的課題として為すべきことである」²³⁾。

3. 『イデー』 第二巻の課題

1929年から本格化した純粋法学の研究が、国家を含む理念的な対象の「現実性」という主題を尾高に与えた。翌1930年、留学二年目にウィーンからフライブルクに移り住んだ尾高は、三宅剛一、白井二尚、大小島真二の三名とともにフッサール邸で『イデー』第一巻の「演習」を月二回ほどのペースで一年間参加することになる。同時に、O・ベッカー宅での『存在と時間』の講読やEフィンクとの『精神現象学』の会読に参加する機会も得ている。一年間のフライブルク滞在の後、1931年には再びウィーンに戻って研究を続け、帰国直前の1932年、ウィーンにて『社会団体論』を公刊する。同書において展開された「国家」の「現実性」に関する詳論に立ち入る前に、尾高の“現象学”が一定の制約をもつものとしてあらかじめ二つの点で特徴づけおきたい。その上で、彼の試みの独自性を捉えることができるだろう。

まず、ウィーンで出版された『社会団体論』本論において、直接参照指示されたフッサールの著作は、『論理学研究』第一巻第三版（初版1900）と第二巻第三版（初版1901）、『イデー』第一巻（1913）、『形式論理学と超越論的論理学』（1929）、「イデーのあとがき」（1930）の六点である²⁴⁾。これらは当時フッサールが公にした、尾高にとって入手可能な作品の全てではない。とくに、フッサールの講義草稿『内的時間意識の現象学』（1928）²⁵⁾について、この『社会団体論』でも、それ以後の著作においても一度も参照指示されていない²⁶⁾という点が重要であろう。ここに尾高の現象学受容の傾向が端的に示されている。それは少なくとも、尾高の“現象学”が「時間」についての現象学的な分析に特別な注意を払っていない、ということである。このことは『イデー』第一巻までの、いわゆる「静態的現象学」を理論的な基礎とすることを端的に示しているともいえる。周知のように、現象学は1920年代を中心に静態的現象学から「発生的現象学」への大きな転回を遂げた。後年、この発生的現象学の観点からみて『イデー』第一巻での

超越論的分析は「静態的」分析と呼ばれる。同書では、「純粹意識の最も一般的な構造」(III/1, 7)、つまり上述の志向的体験の「ノエシス - ノエマ的構造」を明確に提示する意図で、現象学的な「時間」の考察は省かれている²⁷⁾。これは、そのつどの志向的体験を、それらの時間的な生成の過程、つまりそれに先立つ諸々の志向的体験の流れとの連関をいったん捨象した形で、ひとまとまりの「統一体」として、すでに個々に「完成した」(fertig) (XI, 345) 状態で、分析することを意味する。これとは対照的に、「発生的な志向的分析は、それぞれの意識とその志向的対象そのものが、そのつど内部で成立するような具体的な連関全体に向けられている」(XVII, 316)²⁸⁾。つまり発生的分析は、静態的分析においてまさに捨象されていた、志向的体験の生成の過程を捉え、その前提へと遡って問うのである。右に引用した1929年の『超越論的論理学』はまさしく、形式的存在論としての論理学の生成過程を、超越論的経験の現場に遡って問う発生的現象学の試みであった。たしかに尾高もまた同書(の上記の箇所以外)を幾度も参照指示している。しかし後述するように、尾高にとってそれは、個別的なものとの理念的なものとの「基礎の連関」を描き出すために引かれたのである。

ところで、『イデー』第一巻その他の尾高の手沢本には様々な下線や傍線、欄外への書き込みが残されている²⁹⁾。それらは尾高が、超越論的現象学において精神諸科学とその研究主題がどのように扱われうるのかということについての、けして豊富ではない記述を丹念に探り出し、吟味していたことも示している³⁰⁾。中でも、『イデー』第一巻最終節付近(第152、153節)で予告された同書「第二巻」³¹⁾の課題に対する下線、傍線と書き込みは目を引く。『社会団体論』における尾高の現象学的考察は、まさにこの箇所において下図を描かれた「構成的現象学」の課題を自らの課題として引き受け、独自に展開したものだからである。それはすなわち、「精神」の存在領域に属する、事実的行為とそれによって「基礎」(fundieren) されて [= 基づけられて] ゆく理念的存在たる「社会団体」の多層構造の解明である。

『イデー』第一巻の静態的な分析において際立たせられた「完成済み」の志向的体験、つまりひとまとまりのノエシス-ノエマ的構造は、その内部に幾重にも「成層化」された構造を示している。フッサールはこの層構造を「基づけ」(Fundierung)という関係において捉える。ここでは、「端的な表象」(schlichte Vorstellung) - 「単なる“事象”」(blosse “Sache”)の相関関係を最下層として、その上に、例えば価値評価や心情、意思の作用 - 価値や心情、意思の対象といった上層が構築される様が記述された(III/1, 265f.)。予告された『イデー』「第二巻」の課題には、このような個々の志向的体験における基づけの多層構造を、「この世界」の存在領域の具体的な相互関係へと拡大して適用する方向が示されている。そこにおいては、「物質的実在が、最低の段階として、他の一切の実在の根底に存する」こと、そして「国家、法、習俗、教会」等の文化形成体は価値客体および実践の客体として、物質的実在、さらに心理的実在に多段的に基づけられた上部構造として分析される、と予告されている(III/1, 354ff.)。まさに尾高は『社会団体論』以降の著作において、この「基づけ」の連関を「基礎連関」と訳して、自らの“現象学”における最重要概念とした。

この「第二巻」の課題に相当するフッサールの研究は、彼の死後、その膨大な未公開の草稿群の中から、いわゆる「イデー II」(1952)としてとりまとめられた³²⁾。ここでは「この世界」が物質的自然、有心的自然、精神という三つの存在領域に区分され、これら諸領域の具体的な構成をそれぞれ順に第一編から第三編にわたって論じられている。だが、これらの草稿は、静態的現象学から発生的現象学への過渡期に位置し、両者をまたいで加筆されていたものでもあった。そのため、フッサールは第三篇における精神的世界の領域的存在論の「構成」の問題を、第一巻での予描の方向性(これは第一篇・第二編に相当する)を根底から覆すしかたで記述している。つまり、精神科学の対象となる「精神」の世界ないし「人格主義的な世界」は、単なる事象に基づけられる仕方、徐々に構築された上層部を意味してはいない。

かつてハイデガーは、フッサールの許可を得てこれらの草稿で展開された議論に親しみ、これを踏まえて『存在と時間』を執筆した³³⁾。仮に尾高が、ハイデガーと同様にこの草稿の閲覧を許されていたなら、『社会团体論』の“現象学”は決定的に変わっていただろう。だからこそ、尾高には、この草稿にふれる機会はおとずれなかったということもまた確かである³⁴⁾。

4. 理念的なものの現実性

留学前の論考において尾高の関心はすでに、実在的な「社会関係」と、意味形成体としての「社会团体」との間の「連関」に向けられていた。またケルゼンの下で学んだ尾高は純粋法学の課題を、実定法の実定性についての哲学的な基礎づけ、つまり理念的対象の「現実性」の解明にあるとみなしていた。このことは「国家」という非実在的意味形成体が、歴史的・社会的な「現実」として現れる、その経験の現場を問うことでもある。それゆえに『社会团体論』における『超越論的現象学』は、「現実性」およびそれと相関的な「真理」(Wahrheit) の概念を、超越論的主観性という「直接経験」に引き戻すことによって基礎づける「究極の学問論」として位置づけられたのである。ただし尾高は、「認識の“客観性”」の問題を「超越論的問主観性」において解明する、という課題については、フッサール自身の研究がなお展開中であることを理由に回避する。つまり、「社会团体」を、まさに「社会関係」との連関において問うという、当初の問題関心をそのまま現象学的に解明する道は採らなかったということである。先に見たように、留学前に企てられた構想において、国家という精神形成体は「客観精神」として、つまり歴史的・社会的な「意解」(Verstehen) における「媒介」として位置づけられていた。デイルタイやリッカートの歴史学を導入した尾高にとって、この「客観性」の次元は、すでに「完成済みの」意味形成体が「表現」されてしまった次元、つまり世界内部的な社会性の水準において扱うべきものと考えられ

ていた。このような戦略において重要なのは、両次元の明確な区分である。「『構成するもの』としての超越論的間主観性は『構成されたもの』としての世界的社会性から概念的に厳格に区別されねばならない」³⁵⁾。このように述べて、尾高自身は、超越論的次元での問いは、「実在的なもの」の経験において「理念的なもの」が生成する場面に限定し、理念的なものが生成した後には、世界内部的社会性の次元、いわゆる“自然的態度の現象学”において論じることになる。

ところで、純粹法学の研究において先鋭化された、理念的対象の「現実性」を正確に捉える上で、尾高が「理念的対象」と呼ぶものを予め区分しておく必要がある。『社会团体論』にいたるこれまでの論述にも明らかなように、尾高にとっておよそ「理念的なもの」は、「非実在的なもの」全般を意味していた。この点で尾高は、なおカント主義的な二分法に基づく語法を踏襲しているともいえるだろう。つまり「理念的なもの」は、空間-時間的に規定された「実在性」以外の、その定立的存在様相（ないし時間様相）³⁶⁾が「中立化」された、「単に思い浮かべられたもの」をも含んでいる。尾高自身は、「中立化」や対象の「時間性格」といった区分について、フッサールの語法に即して言及してはいない。しかし、理念的対象の「現実性」の現象学的探求は、まずこうした「思い浮かべられた」存在と理念的対象を区別することから開始されている。「単なる理念的存在への関係においては、たしかに「天使の存在」について、それが「現実」に存在するということを全く問題にせず、語ることも出来る」³⁷⁾。さらにある種の理念型としての「『ユートピア的』国家」もこうした“中立的な”ものの好例として引き合いに出され、「現実性」を伴う理念的対象と区別される。「現実」に、眼前に存在する社会団体の意味内実と、『ユートピア的に』思考された団体との間の根本的な区別は、まさに、前者がつねに客観的な相関者の現実存在に対する要求を担っている一方、後者はなんらそうした「現実性定立」を伴ってはいない、という点にある」³⁸⁾。

さて、単に思念されたものではない、理念的なものの「現実性」に対する尾高の問題解明は、まず『論研』第六研究における真理論から開始される。「真理とは『思念されたものと対象そのものとの完全な合致』を意味する」³⁹⁾。ここで「合致」とは、とりわけ超越論的に純化された考察の領野においては、作用の「志向」とその直接的・直観的な「充実」という関係以上のことを意味してはいない。充実の程度には当然、多様なグレードがあり、また、判断の領野にあってはこの充実の「可能性」が「確定」(festgestellt)される場合においても、その判断の真理性は確保される。同時に、ここで「直観」には実在的なものを与える感性的直観だけでなく、理念的なものを与える「本質直観」も含まれている⁴⁰⁾。『イデー』第一巻の記述によって補足するならば、「原理的に言って、(略)「真実に存在する」もしくは「現実的に存在する」ということとは相関関係にある。そしてこのことは、あらゆるドクサ的存在様相もしくは定立様相に対して当てはまる」(III/1, 314)。したがってこのような、中立的なものを除く、実在的であれ理念的であれ志向的对象の存在の「現実性」は、それに相応しい直観の充実においてそれぞれ別の仕方、与えられる。

だが尾高はここへ、『超越論的論理学』における形式的小よび領域的な存在の発生に関する議論と『論研』における「カテゴリー的直観」の手続きを挿入し、実在的なものと理念的なものと「基礎連関」の解明へと進んでゆく。ここにこそ、尾高が“現象学”によって求める“現実性”が見出されるのである。これは超越論的現象学が求める「事象そのもの」についての、尾高の独特の理解によって導かれた答えでもある。「諸々の個物は、そこへと結局はすべての真理が遡って関係するような究極の基体対象である」⁴¹⁾。尾高はこの、直接的知覚において与えられる個物を「事象そのもの」として理解している⁴²⁾。普遍的判断の対象、つまり理念的なものの「現実性」が与えられるのは、究極的には、この個物の経験、つまり直接的知覚を地盤にするときである。「普遍的な判断は、事象内容を含んだアプリアリな判断でさえ

も、純正な明証の批判的確立に対して、個体的なものに関する例示的な直観、つまり「可能的な経験」を要求する」⁴³⁾。だから『論研』におけるカテゴリー直観の手続きは尾高にとって、理念的なものを「経験的一般性」⁴⁴⁾から純粹本質へと仕上げて直観にもたらず操作であるよりは、むしろ理念的なものが実在的なものの経験に根ざして生成する現場として、またその現実性を「確証」(Bestätigung)すべく遡るべき現場として、捉えなおされるのである。

尾高は再び『論研』における幾何学的対象が最初に与えられる場面を引く。「厳密に幾何学的な意味における理念的な円は、実際には“対応する”感性的知覚を地盤として、例えばコンパスで描いた円に基づいて、生じる。(略)知覚された図形はただ、それによって理念的な「円」の図形そのものが認識されるような、機縁(Anlass)の役割を演じるにすぎない」⁴⁵⁾。つまり理念的なものは実在的なものの知覚を機縁にして「初めて」直観される。この意味で、実在的なものは理念的なものを「底礎」〔基づけ〕している。これが尾高の“現象学”における根本概念としての「底礎連関」(Fundierungszusammenhang)の、第一の意味であり、その第一段階目である。実在的なものをあたえる直観と、理念的なものを与える直観との関係について、尾高はその「確証」を重視して、「イデア的对象の明証性批判の本質的な二面性」と呼んだ。「実在的なものへの遡及的な関係はそれゆえ何らかの理念的対象の明証的な現実存在の確証の不可欠な機縁をなす一方で、カテゴリー的直観による直接的な把握は理念的対象領圏におけるどんな認識にとっても、いつも依然として決定的なものであり続ける」⁴⁶⁾。理念的なものの「現実性」をめぐる、この「底礎連関」は、実在的なものと理念的なものとの“直接的な”機縁関係を意味するのみではない。『社会团体論』においては、幾何学的な図形や論理的对象を例に理念的対象とカテゴリー的直観を語った『論研』のフッサールを超えて、「法」や「社会团体」その他の具体的な、精神的な意味形成体についての「構成的」現象学が展開されねばならないだろう。

尾高は精神的な世界における第一段階目の「底礎連関」を、「端的な実在

性」つまり“事象そのもの”と最低段階の理念性である「事実性」(Faktizität)との密着した関係として描き出している。「この特定の机は、端的に「個物」として現に存在し一目見て「実在的な」対象性であるように見えるのだが、決して、通常考えられているようには、実在的ではない。机という外的なものないし事物的なものは机というむしろ内的なものないし意味的なものとの明らかな底礎連関の内にある。机の外的な形と素材は有益かつ有用な机そのもの、つまり精神的対象としての机を底礎している。この机という精神的対象は基づけられたものである。そのことゆえに机は最初から理念的現存在領圏に属する。端的な実在性という概念はしたがって精神の世界ではただ「限界概念」として使用することができる」⁴⁷⁾。また、このような実在性に底礎された事実性に対する直観を、カテゴリー的直観や本質直観という語をさけて、「意味的直観」ないし「理解」と呼ぶ。なぜなら、ここで経験される対象は純然たる可能性として際立たせられた純粋な形相ではなく、それ以前に与えられる「意味」だからである。「底礎連関」は第二に、実在性と「事実性」におけるそれと類比的な仕方、で、「事実性」とその上層に位置する理念性との間においても存立している。この第二の「底礎連関」においては、高次の理念性は直下の「事実性」を機縁に意味的な直観へともたらされる。つまり高次の理念性の「現実性」は事実性に底礎される、という関係にある。このような底礎連関の無数の反復において、尾高は現実の精神世界全体の構造を概観する。「実在性の直近に成り立つ精神形成体とより高次の普遍性と理念性を有する精神的諸対象との間の底礎連関が反復され、その結果、精神の世界全体が最終的に具体的 - 理念的な諸々の対象性による一つの最高に多様で、極度に錯綜し、多段階に分節した序列が構築されている」⁴⁸⁾。

5. 国家の現実性と意味

ここまでの尾高の議論は、『イデー』第一巻において予告された「第二巻」の課題のうち、精神科学的な領域における意味形成体の一般的な構造を、「単なる“事象”」つまり物質的事物の層から順次底礎されたものとして示したに過ぎない。しかしそれによって、いまや、この精神世界全体がいわば巨大な意味形成体として捉え直されている。尾高はこの巨大な意味形成体内部の秩序と分節化を、底礎連関における各層の「自立性」の問題として、その内部に「同質性」(Homogenität)と「異質性」(Heterogenität)という存在論的な二つの原理を示しつつ説明することを試みている。後者の原理こそ、個々の存在が存在論的に全体や部分としての規定を受けるさまを底礎連関の位相において明らかにするものである。第二段階以降の底礎連関において、この「同一性」をめぐって二つの区別が示される。「底礎する対象が、底礎されている対象性との本質的な「同質性」において現実性の地盤となる自らの課題を満たすのか、それとも、底礎している対象性と同位の「異質な」、別の諸対象との構造的連関においてはじめて、現実性の地盤となる自らの課題を満たすのか、という〔二つの〕仕方がある」⁴⁹⁾。これが「同質的」あるいは「異質的」底礎連関の区分である。これらは、次のようにも記述される。「ただ「同質的な」多様性の基底に基づいて特定の理念的対象の現実存在が構成される場合にだけ、狭義の同一性が問題となるのであり、それゆえ「異質な」諸々の個別態の地盤に基づいた同一物の構成は統一と全体性の原理へと我々を導く」⁵⁰⁾。

一方の「同質的」底礎は、芸術作品における「原画」と「複製」の関係、あるいは「芸術的意味内容」とその「範例」の関係において示される⁵¹⁾。ここでは「底礎された、理念性の高次段階にある形成体の外延は、この形成体を底礎している範例となった対象性の外延と余すところなく合致している」⁵²⁾。他方の「異質的」底礎は、ハイデガーの『存在と時間』における「道具全体

性」と「個々の道具」の構造的連関を踏襲して描き出される。すなわち、個々の道具は、道具全体に属することで初めて、それとして存在する⁵³⁾。この「異質的」基礎連関においては、上層の「全体」と下層の多様な「諸部分」(Teile)の関係は、下層の如何に関わらず上層は成りたつが、その逆は無い、という逆向きの関係を含んでいる。尾高はこれを「現実性基礎」に対する「意味的基礎」⁵⁴⁾と呼んだ。ここには、下層部が上層部の現実性を基礎し、上層部は下層部の「意味」を基礎する、という“弁証法的”関係が示されている⁵⁵⁾。この「全体と部分」の意味的な基礎連関が、全体としての「社会団体」とそれに帰属する「個々人」の関係へと結びつくのである。「社会団体の超個人的な同一性と統一性によって、社会団体は、もっぱら自立的(selbständig)な対象として、つまり社会的全体(soziale Ganze)として、個々人の単なる総和(Summe)、あるいは事実に経過する個々人の社会行為の複合体(Komplex)から明確に区別されうる」⁵⁶⁾。

「国家」のような巨大な意味形成体もまた、基礎連関の反復においてその「現実性」を得ている。まず、国家の上位概念である、社会団体は「人間間的に形成された全体性」(zwischenmenschlich gebildete Ganzheit)⁵⁷⁾として定義される。これは、社会団体が人間の諸々の「行為」に基礎されてその現実性を確認されることを示している。尾高は一方で、精神的な意味形成体の根本的区分として、現実性の地盤が「事物」であるか、それとも「人間的行為」であるかの違いによって、「物象的精神形成体」(sachliches Geistesgebilde)と「社会的精神形成体」(soziales Geistesgebilde)⁵⁸⁾という二つの類型を記述している。前者には道具や芸術作品が、また後者には慣習や宗教、法などが含まれる⁵⁹⁾。ところで、人間の諸行為は、具体的には常に、このような法や宗教、国民経済といった特定の「実質的な」(sachhaltig)意味、つまり特定の、行為の「動機」となるものに結び付けられている。これらの「偶然的な」意味を捨象して、そこに「端的に社会的」な行為と呼びうるもののみを取り出せば、ここに、社会団体を基礎する人間行為の本質を抽象的な「社会

性」(Sozialität)、つまり「他者へと方向づけられていること」として捉えることができる。しかもそれは「表現と理解を介して」「相互に方向づけられた」、「社会関係」(soziale Beziehung)をなしている。尾高は、こうした「社会関係」に底礎された「社会的精神形成体」を「社会团体」と呼び、「実質的な」諸々の意味との構造連関においてその具体的な姿を解明しようとするのである。

こうした社会团体は確かに、「多様な物象的な対象性において、つまり国家がたとえばその「領土」において、あるいはそれを象徴する“国旗”において、具体化する」⁶⁰⁾。だがその「現実性」の「主要基盤」はあくまで人間の社会的行為にあり、それを欠いた領土や国旗は、かつて現存していた社会团体の「残滓」⁶¹⁾に過ぎない、と尾高は述べる。「理念的な精神形成体としての社会团体は(略)その意味が社会的生の事實的経過において常にくりかえし実現される限り、その理念性にもかかわらず同時に現実的でありうる」⁶²⁾。この事実的な人間の行為に底礎し、それが「くりかえし」確認されるかぎり、社会团体はそのつど、現実性をそなえてこの歴史的・社会的世界に現れている。それは尾高にとって、例えば、人々の言葉、人々の歌声、人々の所作でもあった。

また法をめぐる純粋法学の基礎への問いに対して、実定法の「実定性」は、こうした人間の行為としての「実定法の実現」(Verwirklichung)を地盤とした底礎連関における「現実性」を意味することになる⁶³⁾。ケルゼンの法国家同一説に対して、尾高は法と国家との関係を構造化して解明する。すなわち、特定の、強制執行力を有する「強制規範」としての「法秩序」と有機的な構造的連関において全体をなした社会团体こそが「国家」である。尾高は『社会团体論』において、社会团体や国家の構造における類型や、それを底礎する社会関係の三類型「共同社会関係」、「利益社会関係」、それらの止揚としての「協成社会関係」(Korperschaft)における現実性の強度について、同時代の社会科学領域におけるさまざまな議論との比較検討を挿入しながら豊

かな分析を残している。帰国後の『国家構造論』では、国家の構造連関に対する観点はさらに増強されて、「法」と「政治」と「社会」の構造連関における国家論が体系的に展開された⁶⁴⁾。尾高は戦前 - 戦中の日本の社会科学界において、「現象学的」国家論および「現象学的」法学の旗手として大きな影響力を示していくことになる⁶⁵⁾。

おわりに

現在、人類が生存するほぼすべての地域が「国家」という単位によって分割され、またそうされるべきものと考えられている。国家という巨大な社会団体はその意味において、それに帰属する個々人の多様な生を否応なく規定し、強制力を独占する最大の権力の主体である。

このような国家や社会団体の構造分析における尾高の“現象学”は、一方で、直接的知覚における、実在的なものと理念的なものとの現実性底礎の分析であった。これは感性的知覚を機縁として理念的なものが形成される場所へと立ち戻る超越論的分析でもある。こうした直接的知覚、しかも価値評価や実践的作用の最下層に位置する端的な知覚の対象、つまり尾高にとっての“事象そのもの”に基づいて「現実性」を確証されるものである限り、法や国家は歴史的 - 社会的、具体的かつ現実的な姿で歴史的 - 社会的世界に現れていると尾高は考えていた。他方、尾高は、社会団体の、あるいは国家の成員が、社会団体あるいは国家の現実性を底礎する時、社会団体ないし国家が意味が「全体」として、その「部分」となる成員の意味を意味的に底礎することを明らかにした。だが尾高が、社会団体や制度といった意味形成体とそれを実現する個々人の行為の関係を、超越論的次元を離れて、意味形成体の側から規定してゆく時、その意味形成体はすでに変更を許さない仕方で確固として完成している。与えられた具体的な社会団体のあり方から、その構成員ひとりひとりの生のあり方を理解する、ということは——当事者として

であっても——当然ありうる。だが例えば、それをただすでに完成し、固定したものと見なすことと、個人が自らの生において引き受けることは別であろう。尾高は、このようにすでに形成された、あらかじめ与えられた法や制度、社会团体や国家の意味と出会う現場を、超越論的次元で“あらかじめ与えられつつ、それへと態度を決定する”仕方にまで遡って、問うべきではなかっただろうか。彼が目にする事のなかった「イデーニ II」の領域的存在論では、端的な知覚の上に成層化された多層構造は、自然科学的抽象によって見られた物質的自然の秩序であり、加工された構造として、人格主義的態度および精神科学的態度において問い直されている。精神の世界においては、端的な知覚の枠組みを超えて、発生的な観点から新たに論じ直され、超越論的構造としての自我の習慣性、つまり「歴史」の構造⁶⁶⁾が語りだされている。超越論的現象学における“現実性”の意味と射程は、尾高の依拠した『イデーニ』第一巻のものから深みと広がりを増している。しかし『社会团体論』における次の一節にも明らかなように、社会的-歴史的に形成され伝統的に継承される意味形成体の固有の“現実性”の一端が、尾高の「現象学」の枠組みを超えた背景として、彼自身の記述の中にすでに姿を現しているのである。「それにしても、社会团体を意味形成する作用は決して必ずしも常に、それに関与する個人によって、意識的に遂行された作用でなければならないというわけではない。社会的な現存在の具体的世界においてはむしろ人は、すでに初めから、多数の人間や様々な事物的な基礎との連帯においてその意味が予め与えられている (vorgegeben) 諸々の団体の諸形態を見出す。氏族社会 (Totem-Sippe) や他の原始的人間集団も、また「民族」や「国民」も、客観的な意味形成体の例として考えられるが、それは明らかに、志向的に遂行された意味形成作用の成果として理解されるものではない。これらの場合、むしろ問題の団体の意味形成作用は、人類史の超個人的発展過程の中で無意識的 (unbewusst) に遂行されたものであり、そこでは団体の意味は、その確固とした先所与性 (Vorgegebenheit) において最初から信じ

られ、伝統的に継承されている」⁶⁷⁾。

註

- 1) プロフィール画像のトリコロールについて筆者は二つの論点を目にした。一つは中東のリポーターによるツイートに端を発するものであり、中東で日々繰り返されるテロの犠牲者たちにも同じほど関心を持って欲しいという批判。[<https://twitter.com/SaeedSato/status/665424613556535296>] (2016年2月21日)。もう一つは、これまでのフランス政府の中東への軍事的行動に対する批判的見解から、フランス国旗の掲揚はそれへくみするものであり、犠牲者を悼むことにならない、という批判。
- 2) 2015年11月14日。朝日デジタル、タイムライン「パリ同時多発テロ事件」。[<http://www.asahi.com/special/timeline/20151114-france/>] (2016年2月21日)
- 3) ここでは、「法律社会学の概念とその問題」(1926)、翌年の二論文「社会的事象の形式と素材」(1927a)と「シュタムラアの法律概念論の法理学的価値」(1927b)、翌々年の「法律の社会的構造」(1928)を扱う。
- 4) 1926年の論文から翌年の二つの論文に至る過程で「因果統一から構造的統一へ」、また留学期の『社会团体論』に至る過程での「社会関係論から社会团体論へ」という変化を示していた。(松尾敬一、「尾高法哲学の形成」、『神戸法学雑誌』第十五巻第一号、1965, 6頁.)
- 5) 尾高 (1927b), 241頁。尾高は現代における訳語の通例とは逆に、realに「現実的」という語を充て、wirklichに「實在的」という語を充てていた。また付言すれば、Gebildeに対して留学前は「形象」、帰国後～戦中は「成態」、戦後は再び「形象」という訳語を充てている。本稿においては「形成体」を用い、尾高を引用する際には〔〕内に現代における通例を指示する。
- 6) 尾高, 1927a, 99ff., 尾高, 1927b, 253ff., 尾高, 1928, 144ff.
- 7) 両者の決定的な隔たりは、[素材と形式について] マールブルク学派に属する法哲学者シュタムラーの「批判的自己省察」の手続きとフッサールの「本質直観」のそれとの類似性を検討する文脈において半ば強引に架橋され、さらにライナハや山内得立の論考を引いて、尾高自身は現象学における存在論的アプリアの立場と同道することを表明している。また、このシュタムラーの批判的自己省察と形相的還元の類似性という観点は、シュライアーに依拠している(尾高, 1928, 145頁)。
- 8) 尾高, 1927b, 222頁
- 9) ここにはすでに、社会関係と社会团体の連関を實在的存在と非實在的な「意味」との連関として語り、ついで社会团体と個人の間を「全体と部分」における意味的關係として段階的に捉えてゆく発想が見られる。「社会関係は現実的〔實在的〕存在を持つ事象であるのに反して、社会团体は飽くまでも非現実的〔非實在的〕な「意味」の世界に留るべき形象として、全く社会関係と存在の層を異にしている。而してこの非現

実的〔非実在的〕な意味としての社会団体は、つねに恒常的統一的な「全体」として思念されるのである。これに対して個人は唯その非独立的な「部分」として表象されるに過ぎない」(尾高, 1927, 176 頁.)

- 10) 尾高, 1927, 158 頁.
- 11) 尾高, 1927, 177 頁.
- 12) 尾高朝雄, 「修学回想」, 河合栄治郎編, 『学生と科学』所収, 日本評論社, 1939, 442 頁.
- 13) 「純粋法学の将来の課題」(*Künftige Aufgaben der Reinen Rechtslehre*)と題する尾高の論考が掲載されたケルゼンの50歳記念論文集には、尾高の誘いを受けて、日本より寄稿された横田喜三郎の「国際法社会の組織法概念と部門」(*Begriff und Gliederung der Verfassung der Völkerrechtsgemeinschaft*)もまた掲載されている。
- 14) 「純粋法学は、(略)自然科学的な“社会学”の方向に対抗し、また実践的つまり倫理的-政治的態度を採るような自然法論の方向に対抗して、純粋に精神的な対象である法についての純粋に理論的な学問であれという要求に基づいている」。(Otaka, 1931, S.110.)
- 15) ケルゼンはこの純粋な法理論と社会学的考察との原理的な対立を描き出す際に、フッサールの『論理学研究』第一巻における反心理学主義を参照指示してもいる。「何らかの内容について言表された当為は、この内容を何人かが意欲したり願望したりするという主張とは完全に別物である。このことはフッサールが『論理学研究』第一巻第二版40頁以下においてこの問題を描き出した仕方を呼び覚ます」。(Hans Kelsen, *Der soziologische und der juristische Staatsbegriff*, Tübingen, 1922, S. 81. ann. 1., Vgl., Hans Kelsen, *Hauptprobleme der Staatsrechtslehre*, Vorrede zur zweiten Auflage., Scientia Aalen, 1960. S. X.) なお、ケルゼン純粋法学とフッサール現象学を貫く“純粋志向”については土屋恵一郎, 「純粋法学と諸領域の純粋志向—同時代的精神と法理論」, 140-154 頁.
- 16) 「純粋法学は法的生活の“実践”でもなければ、非実定的な“自然”の教説でもない」(Otaka, 1931, S.109.)
- 17) Otaka, 1931, S.120.
- 18) Otaka, 1932, S.48.
- 19) Otaka, 1931, S.120
- 20) Otaka, a. a. O., S.112.
- 21) Otaka, a. a. O., S.104.
- 22) ケルゼンによれば、実定法は「仮説的相対的妥当」の枠内で自らの規範的法則性を示しているにすぎない。このような、実定法の性質は「法段階説」と呼ばれる法の構造分析と「根本規範」の理論に基づいて説明される。諸規範のシステムである法は本質的に、より上位の規範が下位の規範の妥当性を保障するような段階秩序を有している。実定法の妥当の最終的な源泉としての最上位の規範は「根本規範」と呼ばれるが、

- 「仮設の根本規範」と呼ばれる「最高権威」は一定立 (setzen) ではなく一前提 (Voraussetzen) されている。この「根本規範」に基づくケルゼン純粋法学の企図を積極的に捉え、尾高 (を含む法哲学者) の解釈に対する批判的検討については、長尾龍一、「根本規範について」、上原行雄・長尾龍一編、『自由と規範』所収、東京大学出版会、1985、377-398頁. を参照。
- 23) Otaka, 1931, S.135.
- 24) ちなみに、小論「イデーのあとがき」と『論研』第一巻を別にとすると、上記の4つの著作すべての手摺本の最終頁に、この1930年の夏に二度目の通読を終えたことが記されている。尾高の手摺本とその書き込みについては注29を参照。
- 25) 『内的時間意識』は1904-1905年の時間意識と時間客観について論じたフッサールの講義録を中心として、ハイデガーの名で編まれたものである。確かに、このような『イデー』第一巻公刊以前の時間論を摂取しないことから、尾高の発生的現象学への無理解を直接導き出すことはできない。しかし少なくとも時間論そのものに関心であったこと、またそれを捨棄している以上、『イデー』第一巻の分析を理論的基礎としたことは明らかであろう。注26、注27も参照。
- 26) 帰国直後に、雑誌の特集末尾 (現在では「現象学と法律学」末尾に収録 (1933)) に掲載された「フッセールの現象学及び現象学派の法律哲学に関する文献」においては、上記の参照引用された文献のほかにも当時入手可能なフッサールの著作、つまり『算術の哲学』(1891)や「厳密学としての哲学」(1911)、「内的時間意識の現象学」、仏語版『デカルト的省察』(1931)が挙げられているが、現象学理解にとって「特に重要なもの」として数え上げられたのは、『社会団体論』において参照指示された六点のみであった。このことはまた、ウィーン滞在期以来の盟友シュッツが自著『社会的世界の意味構築』において『内的時間意識』を超越論的考察の理論的根幹に据え、同時に『超越論的論理学』に記された「発生的分析」に着目したことと明確な対照をなしている。シュッツによる『社会団体論』への書評には、尾高が発生的現象学に同道していないという指摘がある。「真理と現実性の連関を探求するために、またこの両概念の解明のために、尾高はフッサールによって基礎づけられた現象学を用いる。その際、彼はフッサールの最初期の作品である『論理学研究』を、しかも第六研究を援用する。また部分的にはドイツ語で発表されたフッサールの最新の作品『形式論理学と超越論的論理学』を援用する。この後者の作品において遂行された構成分析への現象学の方向転換に、しかし尾高は同道してはいない。私見では、まさにこの構成分析こそが尾高の立てた問題にとってとりわけ重要な解明を提供するとおもわれるし、だからこそ彼のラディカルな議論にとってまったく不可欠であると思われるのだが」(Alfred Schütz, *Tomoo Otaka's Grundlegung der Lehre vom sozialen Verband*)。
- 27) 「われわれは、われわれの準備的分析において、その分析の厳密さを損なうことなしに、時間意識の謎を、働きの外に置くことができる」(III/1, 182)。

- 28) 手沢本『超越論的論理学』のこの箇所には書き込みは無い。
- 29) 尾高の貴重な蔵書の多くが、現在、東京大学国際社会科学図書館に設置された「尾高文庫」に保管されている。国内外の社会科学、哲学の書籍や雑誌、抜き刷りには多量の書き込みが残されており、たとえば現象学関連の書籍の場合、殆どが鉛筆によって①下線、②数行をまたいで垂直に引かれた傍線（注目の度合いによって何重にも引かれている）、③欄外へ参照頁数や④欄外への小見出し、⑤欄外への長文の書き込み（多くは独語で書かれている）、⑥細長い紙片に書かれた疑問文（独語）などがあり、尾高の読書と思索の過程を生々しく伝えている。
- 30) 手沢本『超越論的論理学』にもさまざまな観点から、多量の書き込みが残されている。例えば、同書第57節における、「非実在的精神形成体」は「二次的に」「実在性を分有しうる」という箇所に下線があり、独語にて以下の書き込みがなされている。「判断だけでないなら、何だろう？法の理念？ロマン主義者の精神？どんな種類の現存在がそうしたものを持っているのか？国家だ！！ベッカー教授が同意した！！1930年7月18日」（手沢本『超越論的論理学』138頁）
- 31) ただし、『超越論的論理学』のフッサールによる欄外注記「『イデー』第一巻ともに下書きした第二巻の企て」についての記述には書き込みは無い（尾高手沢本『超越論的論理学』, 250頁）。
- 32) 「イデーII」は、フッサール全集第四巻として1952年に公刊された。『イデー』第一巻の公刊に先立つ1912年に書き上げられた最初のものから1928年まで加筆され続けた（IV, XV - XVIII）が、編者M・ビーメルによれば、1918年頃E・シュタインが清書したものがその骨子となっている（IV, XVII）。
- 33) 1920年代のフライブルク大学で共に現象学を教えつつ学んだハイデガーが、フッサールによってこの未発表の草稿群の閲覧を許され、そこに記された現象学的知見を存分に摂取していたことはよく知られている。「彼〔フッサール〕は、著者のフライブルクにおける修学時代に、立ち入った個人指導によって、また未発表の諸研究を極めて自由に閲覧させてくれたことによって、著者を現象学的研究の極めて多様な領域に親しませてくれた」（Martin Heidegger, *Sein und Zeit*, Max Niemeyer, 9. Aufl., 1960., S. 38, Anm., Vgl., A. a. o., 38, Anm.）。
- 34) 手沢本『存在と時間』の「イデーII」について書かれた上記の脚注に対して、下線と傍線が書き込まれている。しかし第10節の脚注における「イデーII」の章立てや、ディルタイに対する指摘の引用については、書き込みは見られない。
- 35) Ebd.
- 36) 尾高自身は、フッサールの用語によって区別してはいないが、そもそも実在性や理念性といった区分は対象の時間性にかかわっている。『イデー』第一巻において「中立性」は、「設定立性」に対する対立項であり、「現象学的時間意識において構成された統一」において「現実」ではなく「いわば」（gleichsam）という仕方に変様された

- 「存在性格」(Seinscharakter)を意味する(III/1, 255)。
- 37) Otaka, a. a. O., S. 52.
 - 38) Otaka, a. a. O., S. 55.
 - 39) Ebd.
 - 40) Otaka, a. a. O., S. 59.
 - 41) Ebd.
 - 42) 尾高は帰国後、フッサールのよく知られたモットー「事象そのものへ」(Zu den Sachen selbst)を、「事物そのものへ」と訳して紹介した(尾高, 1933, 233頁)。
 - 43) Otaka, a. a. O., S. 66.
 - 44) 本質直観の操作における経験的一般性から純粹本質への“精製”については、L・ランドグレーベの手によって編まれた『経験と判断』(初版1939)第三篇第二章において主題化されている。(Edmund Husserl, Erfahrung und Urteil, Redigiert und hrsg. von Ludwig Landgrebe, Hamburg, 1972.)
 - 45) Otaka, a. a. O., S. 66.
 - 46) Otaka, a. a. O., S. 72.
 - 47) Otaka, a. a. O., S. 83.
 - 48) Otaka, a. a. O., S. 84.
 - 49) Ebd.
 - 50) Ebd.
 - 51) ここで尾高は、歌麿の原画と木版による複製の関係であり、また上田寿蔵の論考「原画と複製」におけるダヴィンチの原画とカラー印刷された複製、を例として挙げる。(Otaka, a. a. O., S. 85f.)
 - 52) Otaka, a. a. O., S. 85.
 - 53) Heidegger, a. a. O., S. 68.
 - 54) 尾高はここで、「交響曲第五」における、多数のメロディやハーモニーと各楽章との関係、各楽章と交響曲との関係を異質的基礎の連関として記述し、またヨーロッパと東アジアにおいて、異なる交響楽団、異なる指揮者によって演じられる「交響曲第五」が「それ自身において同一の交響曲であり続ける」その仕方に、同質的基礎の連関を描き出している(Otaka, a. a. O., S. 90f.)
 - 55) 原田鋼『法治国家論』への書評で、鶴飼信成がこう理解している。「(略)尾高博士は、その所謂定礎関連の原理を展開するに当つて、WirklichkeitsfundierungとSinnhaftefundierungとの弁証法的関係について詳細な説明を加えておられる。(略)定礎関連といふのは、もともと自然的事実が観念的意味をして、客観的実在性を保つことを得しめている関連を含むのであるから、其の事実が全く変化して、もはや実在的定礎関連がなくなつたにも拘らず、観念的形象だけは依然として旧のまま客観的実在としてある、といふことはあり得ない」(鶴飼信成, 原田鋼氏『法治国家論—法治国家

- の機能と限界』, 法律時報第 11 卷七号, 1939.)。
- 56) Otaka, a. a. O., S. 19.
- 57) Otaka, a. a. O., S. 18.
- 58) Otaka, a. a. O., S. 102.
- 59) Otaka, a. a. O., S. 101.
- 60) Otaka, a. a. O., S. 112.
- 61) Ebd.
- 62) Otaka, a. a. O., S. 51.
- 63) Otaka, a. a. O., S. 111.
- 64) 尾高, 1936, 5 頁.
- 65) 帰国後に公刊された『国家構造論』に対する南原繁による書評「現象学的国家論の問題について」は、尾高の構想を「現象学的国家論」と認めて批判的な検討を加えたものである。尾高はこれに対し、「とはいえ、私は、かかる哲学の根本問題への没入を避けた点を除いては、出来るだけ現象学の精神を拙著の中に生かし用いて行こうと心がけた」(傍点筆者)。ここで述べられた「現象学の精神」とは、「先天的本質の把握」よりも「むしろ直接経験にまで遡っての实在の真義の開明に存する」(尾高朝雄「現象学的实在論の立場と国家構造論」, 国家, 51 卷 5 号, 1937., 101 頁)。
- 66) 自我の習慣性と歴史については、下記の拙論を参照。「有意味の構築と発生的分析—理解社会学の現象学的基礎づけについて—」, 『フッサール研究』, フッサール研究会, 第 7 号, 087 - 098 頁, 2009 年.
- 67) Otaka, a. a. O., S. 149.

引用文献略号

『フッサール全集』(Husserliana. Husserl, Gesammelte Werke) からの引用は、慣例にならって、巻数をローマ数字で、頁数をアラビア数字で示す。

尾高朝雄の著作のうち、以下のものは略号および頁数を示した。

尾高, 1926: 「法律社会学の概念とその問題」法学協会雑誌第 44 卷 4 号。(『法律の社会的構造』, 勁草書房, 1957 年所収, 同書の頁数を示す。以下同様)

尾高, 1927a: 「シュタムラアの法律概念の法理学的価値」, 法学論叢 17 卷 6 号。(『法律の社会的構造』所収)

尾高, 1927b: 「社会的事象の形式と素材」, 哲学研究 12 卷 11 号。(『法律の社会的構造』所収)

尾高, 1928: 「法律の社会的構造」, 京城帝國大学法学会論集, 第一卷。(『法律の社会的構造』所収)

Otaka, 1931: *Künftige Aufgaben der Reinen Rechtslehre*, Wien., in: Gesellschaft, Staat und Recht. Festschrift gewidmet HANS KELSEN zum 50. Geburtstage., hrsg. von Alfred

Verdoross, Verlag von Julius Springer, Wien, 1931, S.106-135.)

Otaka, 1932 : Tomoo Otaka, *Grundlegung der Lehre vom sozialen Verband*, Wien, 1932.

尾高, 1933 : 「現象学と法律学」法律時報, 五卷 10 号, 1933. (『法律の社会的構造』所収)

尾高, 1936 : 『国家構造論』, 岩波書店, 1936 年 .

